

## 10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

## 10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案審査意見書」（平成28年3月28日 27環総政第1142号）に記載された環境局長の意見及び都民等からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容	内容	設計の進捗に伴い、配置計画、緑化計画、施工計画を修正した。（p. 7～16 参照）
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 生物の生育・生息基盤	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、適切な時期の移植、植栽樹木の維持管理計画、フォローアップ調査で確認することを追記した。（p. 43 参照）
9.2 生物・生態系	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、適切な時期の移植、植栽樹木の維持管理計画、フォローアップ調査で確認することを追記した。（p. 87 参照）
9.3 緑	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、適切な時期の移植、植栽樹木の維持管理計画、フォローアップ調査で確認することを追記した。（p. 95 参照）
9.4 自然との触れ合い活動の場	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、臨海散策コースについては別の観光サービスにより代替機能が確保されることを追記した。（p. 108 参照）
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、一般来園者の通行ルートにおける交通安全対策等を追記した。（p. 109 参照）
9.5 廃棄物	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、伐採樹木の更なる利用用途拡大として、園内利用について追記した。（p. 121 参照）
9.6 エコマテリアル	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、盛土材は、他工事の建設発生土の工事間利用を図ることを追記した。（p. 135 参照）
9.7 公共交通へのアクセシビリティ	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、一般来園者の通行ルートにおける交通安全対策等を追記した。（p. 145 参照）
		環境局長の審査意見を踏まえ、工事用車両の市街地での待機や違法駐車等に関する対策を追記した。（p. 145 参照）
9.8 交通安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、一般来園者の通行ルートにおける交通安全対策等を追記した。（p. 153 参照）
		環境局長の審査意見を踏まえ、工事用車両の市街地での待機や違法駐車等に関する対策を追記した。（p. 153 参照）
		作業員の公共交通機関の利用、駐輪スペースの確保等を追記した。（p. 153 参照）

## 10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会アーチェリ会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案審査意見書」（平成28年3月28日 27環総政第1142号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	2. 項目別事項
(1) 【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】	
<p><b>（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通）</b></p> <p>計画地内の樹木を公園内で外来種の生育箇所に移植する計画としており、外来種対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとしている。このことから、移植は適切な時期に行い、良好な生育を維持するよう管理に努め、フォローアップ調査で確認すること。</p>	
(2) 【アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場）】	
<p><b>（自然との触れ合い活動の場）</b></p> <p>① 円形広場及び臨海散策コースの一部がフィールドに改変され、工事中は利用できなくなるなど、自然との触れ合い活動の場に影響が生じるとしている。このことから、事業の実施前より案内看板等で周知するなど、来園者への影響を最小限に抑えること。また、臨海散策コースの工事中の代替路及び改変後のルートについて、具体的に記述すること。</p> <p>②公園内における工事用車両の走行に当たっては、一般来園者の通行ルートと重なる箇所があることから、歩行者及び一般車両の通行の優先を徹底するとともに、交通整理員を適切に配置するなど、必要な環境保全措置を講じること。</p> <p>[交通（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）共通]</p>	
(3) 【資源・廃棄物（廃棄物、エコマテリアル）】	
<p><b>（廃棄物）</b></p> <p>伐採樹木について、更なる利用用途の拡大に向けた検討を行うこと。</p> <p><b>（エコマテリアル）</b></p> <p>盛土材等へのエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。</p>	
(4) 【交通（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】	
<p><b>（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通）</b></p> <p>① 周辺地域における工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。</p> <p>②公園内における工事用車両の走行に当たっては、一般来園者の通行ルートと重なる箇所があることから、歩行者及び一般車両の通行の優先を徹底するとともに、交通整理員を適切に配置するなど、必要な環境保全措置を講じること。</p> <p>[アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場）共通]</p>	

## 10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（アーチェリ会場（夢の島公園）」は、平成28年1月18日に公表し、同年1月18日から3月2日までの45日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は2件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

## 10.3.1 都民等の意見の見解

項目	1. 緑	
意見の内容	実施者の見解	
(1) 敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前協議を行ったうえ、緑化計画書を提出すること。 良好な樹木の伐採については、最小限に努めること。	(1) 今後の計画の規模等により、行政手続きの必要が生じた場合には、適正に対応していきます。 計画地内に存在する樹木については、健全度が良好で樹形の良いものを中心に、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行い、良好な樹木の伐採は最小限とする計画としています。	

項目	2. 公共交通へのアクセシビリティ	
意見の内容	実施者の見解	
(1) 本評価書案では工事車両の出入りに伴う夢の島公園へのアクセスに変化は生じないとのことから満足すると考えるとの見解となっております。本大会におけるクライアントのアクセシビリティを考慮すると、満足できない部分が存在しますので、ご意見させていただきます。 ①公園へのアクセス ・歩行者動線では必ず階段を通らなければならない（ゆうかり橋、かもめ橋） ・車椅子動線では必ず長いスロープを通らなければならない（それぞれ幅2m、長さ55m、115m） ②新木場駅構内のアクセシビリティ ・改札から屋外へのエレベーターが1基（有効幅90cm、幅130cm、奥行120cm）であり、複数の車椅子が同時に乗車できない	(1) 本評価書案では、アクセス性の確保を指標として評価を行ったところ、工事車両の通行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、所要時間にも大きな変化は生じないことから、指標を満足するものと考えています。 なお、大会時の観客や選手の主要な動線については、国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進めている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に沿って、今後、都有施設については必要な整備を行っていくとともに、必要に応じて駅等の改修を施設管理者等に働きかけ、十分なアクセシビリティを確保できるよう検討を進めていきます。	

項目	3. 交通安全	
意見の内容	実施者の見解	
(1) 江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。 放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。 会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースの確保を実施していただきたい。 運動場や公園等の利用者が多く通行する場所が工事車両の走行ルートとなっている。また、夢の島交差点では貨物車と歩行者の交通死亡事故が発生している。 工事車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を徹底していただきたい。 会場予定地の西側を走る道路（夢の島大橋から新木場駅まで）については、交通量が比較的多い道路である。工事に伴い、交通渋滞が発生しないよう、十分に対策を講じること。	(1) 本評価書案では、現在の歩車動線の分離状況を指標として評価を行ったところ、工事車両の通行に伴い現況が変化することはないことから、交通安全が確保されることから、指標を満足するものと考えています。 なお、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。 工事車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。 また、工事車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画とする他、工事車両の出入り口には交通整理員を配置する予定とし、計画地西側の臨港道路新砂・夢の島線等での待機や違法駐車等をすることがないように運転者への指導を徹底させ、交通渋滞が発生しないよう努めます。	

10. 評価書対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容

項目	4. その他	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする。東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。		(1) 今後の計画の規模等により行政手続きの必要が生じた場合には、適正に対応していきます。